

○引上げ分に係る地方消費税収（地方消費税交付金）の使途の明確化について

平成２６年４月から地方消費税率が１％から１．７％に引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収は社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成３０年度予算における引上げ分の地方消費税収及び充当経費については下記のとおりです。

歳 入

科目	30年度予算額（千円）
地 方 消 費 税 交 付 金	575,000
社 会 保 障 財 源 化 分	184,000

歳 出

科目	社会保障施策 経費（千円）	財源内訳（千円）		
		国県支出金等	一般財源	社会保障財源化分の 地方消費税交付金
社 会 福 祉 費	627,803	339,014	288,789	147,484
児 童 福 祉 費	481,804	414,351	67,453	34,448
保 健 衛 生 費	5,191	1,142	4,049	2,068
計	1,114,798	754,507	360,291	184,000

（人件費及び事務費は経費対象外）